

平成 22 年 4 月 22 日
高知労働局 発表

担当者	高知労働局 労働基準部監督課 課長 樋口政純 主任監察監督官 上谷好正 電話 088-885-6022
-----	---

平成 21 年の定期監督等の実施結果

高知労働局(局長 磯部隆文)は、平成 21 年に管内の労働基準監督署が実施した監督指導等の実施結果について、下記のとおり取りまとめを行いました。

記

1 定期監督(※1)の実施状況(詳細は表1を参照)

(1) 定期監督の全体的な状況

① 監督実施事業場数	1,200
② ①のうち違反が認められた事業場数	747
③ 違反事業場の割合(②÷①)	62.3%

(2) 業種別の状況

業種別の監督実施事業場数では、建設業が 436 件と最も多く、次いで、製造業 221 件、保健衛生業 176 件の順となっています。

また、業種別の違反事業場の割合では、監督実施件数の少ない業種を除くと、保健衛生業(77.3%)、接客娯楽業(72.2%)、運輸交通業(70.5%)及び金融・広告業(70.0%)が特に高く、次いで、商業(63.6%)及び製造業(61.5%)が高くなっています。

(3) 法違反の状況

労働条件関係の違反件数では、労働時間に関する違反(労使協定を締結せずに残業を行わせていた等)が 223 件(18.6%)と最も多く、次いで、労働条件の明示に関する違反(雇入れの際に労働条件

の明示を行っていない)が 130 件(10.8%)、割増賃金に関する違反(法定の残業代を支払っていない等)が 118 件(9.8%)となっています。

また、最低賃金に関する違反(支払額が最低賃金を下回っている)も 17 件(1.4%)ありました。

安全衛生関係では、安全基準に関する違反(高所からの墜落、機械・器具による危険等を防止するための措置を行っていない等)が 239 件(19.9%)、次いで、健康診断に関する違反(一般健康診断や有害業務健康診断を行っていない等)が 100 件(8.3%)となっています。

注) 括弧内の数値は、定期監督実施事業場のうち、当該違反が認められた事業場の割合です。

※1 定期監督とは、管内状況等の分析に基づき対象事業場を選定した上で計画的に実施する監督指導や労働者からの相談をはじめとする各種情報、労働災害の発生等を契機として実施する監督指導を指します。

2 申告処理(※2)の状況(詳細は表2を参照)

(1) 申告処理の全体的な状況

県内の労働基準監督署において、賃金不払、解雇など、労働者からの申立てを受け、平成 21 年に処理した申告件数は 197 件でした。

うち、賃金不払に関する申告が 144 件、解雇に関する申告が 45 件となっています。

(2) 業種別の状況

業種別には、接客娯楽業 46 件(23.4%)、商業 34 件(17.3%)及び建設業 30 件(15.2%)で多くなっており、この3つの業種で全体のおよそ 56%を占めています。

※2 申告とは、事業場が労働関係法令に違反している旨を労働者が労働基準監督機関に申し立てることです。申告を受けた労働基準監督署では、事業場を臨検又は事業主の出頭を求める等した上で違反の有無を確認し、是正を勧告するなどにより改善を図らせています。

3 労働条件に関する現状と今後の方針

定期監督の結果からは、約 6 割の事業場で、労働基準法や安全衛生法等に関する法令違反が確認されており、また、昨今の厳しい経済情勢の中、件数は昨年に比べ減少しているものの、依然として賃金不払いや解雇等に関する申告も絶えることなく寄せられていることから、県内の数多くの事業場で、法定労働条件の履行を図る上での問題が認められる状況にあります。

どのような情勢・状況であっても、法令で定められた最低労働条件を遵守させ、労働者の保護を図る必要があることから、労働基準監督署では、今後とも、労働条件確保や安全衛生管理体制について問題を有する事業場に対して確実な監督指導を実施するとともに、賃金不払や解雇等の申告事案の解決に向け迅速・的確な対応を行っていくこととしています。

(表1)平成21年 定期監督の実施状況

高知労働局

業種	定期監督等実施 事業場数	違反事業場数	違反率(%)	主要条文別違反状況																		
				労働基準法							最賃法	労働安全衛生法										
				15条	23,24条	32,34,35,40条	37条	89条	107条	108条	4条	10~12,15,17~19条	14条	20~25条	20~25条	30,31条	45条	59,60条	61条	65条	66条	
				労働条件の明示	賃金不払	労働時間関係	割増賃金	就業規則	労働者名簿	賃金台帳	最賃効力	安全衛生管理体制	作業主任者	安全基準	衛生基準	特定元事業者等	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断	
1 製造業	221	136	61.5	25	2	48	19	16	2	5	4	12	6	61	12	3	16	8	5	4	15	
2 鉱業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
3 建設業	436	258	59.2	5	3	5	1	2	0	2	1	0	8	158	4	31	7	2	4	0	1	
4 運輸交通業	44	31	70.5	9	5	22	6	7	1	11	5	5	0	2	0	0	1	0	0	0	7	
5 貨物取扱業	3	3	100.0	1	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 農林業	50	15	30.0	2	2	0	0	0	1	4	1	0	3	9	0	0	1	1	0	0	1	
7 畜産・水産業	4	2	50.0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0
8 商業	143	91	63.6	29	2	52	22	28	3	15	2	5	0	1	0	0	0	1	1	0	31	
9 金融・広告業	10	7	70.0	2	0	3	1	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
10 映画・演劇業	1	1	100.0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 通信業	5	2	40.0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 教育・研究業	17	10	58.8	4	0	5	4	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
13 保健衛生業	176	136	77.3	39	6	59	46	32	3	36	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
14 接客娯楽業	36	26	72.2	6	3	15	8	6	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
15 清掃・と畜業	10	6	60.0	3	1	4	3	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
16 官公署	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 その他の事業	43	22	51.2	3	3	9	8	7	0	1	2	4	0	4	0	0	0	0	0	0	3	
計	1200	747	62.3	130	29	223	118	106	12	87	17	45	18	239	16	34	26	12	10	4	100	

(注)「主要条文別違反状況」欄に掲げる事項以外の違反があった事業場も計上されている。

(表2)

1 平成21年申告処理状況

高知労働局

業種	要処理件数	事項別内訳				
		労働基準法			最賃法	労働安全衛生法
		賃金不払	解雇	その他		
1 製造業	18	13	3	2	0	0
2 鉱業	0	0	0	0	0	0
3 建設業	30	26	5	1	1	0
4 運輸交通業	21	10	2	3	7	0
5 貨物取扱業	0	0	0	0	0	0
6 農林業	0	0	0	0	0	0
7 畜産・水産業	4	4	0	0	0	0
8 商業	34	24	6	1	1	0
9 金融・広告業	4	4	0	0	0	0
10 映画・演劇業	0	0	0	0	0	0
11 通信業	0	0	0	0	0	0
12 教育・研究業	4	1	2	1	0	0
13 保健衛生業	16	12	4	0	1	0
14 接客娯楽業	46	34	18	1	5	0
15 清掃・と畜業	9	7	2	1	0	0
16 官公署	0	0	0	0	0	0
17 その他の事業	11	9	3	1	0	0
計	197	144	45	11	15	0

(注)1 要処理件数は平成20年から引続き処理している件数を含む。

2 複数事項の申告を受理することがあり、事項別内訳件数計は要処理件数と一致しない。

2 申告処理状況の推移

年	要処理件数	主要内訳		
		賃金	解雇	最低賃金
平成17年	289	206	49	8
18年	269	188	68	7
19年	231	152	53	12
20年	249	183	53	10
21年	197	144	45	15